

各種届出・諸証明の発行



戸籍届出

ほかにもいくつかの届出の種類がありますが、詳しい内容につきましては、町民課住民係へお問い合わせください。
※令和3年9月1日より、戸籍届書への押印義務が廃止されましたが、任意で押印することは可能です。

	届出期間	届出人	届出できる場所	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	生まれた子の父または母 (父母が婚姻中でなければ母)	・父母の本籍地 ・父母の所在地(住所地等) ・生まれた場所	・出生届(医師が発行する出生証明書がついています) ・母子健康手帳(御代田町に住民登録のある方は、福祉医療などの手続きを同時に行えるよう、他に持ち物をご案内しますので、お問い合わせください)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族 (届出人の署名があれば、ほかの方でも役場への提出はできます)	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地(住所地等) ・死亡した場所	・死亡届(医師が発行する死亡診断書がついています) ※事務手数料(300円)が別途かかります。
婚姻届	期間の定めなし (届出日が婚姻日となります)	・夫となる人 ・妻となる人	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の所在地(住所地等)	・婚姻届(2人以上の証人の署名を確認してください) ・本人確認書類(注1) ・マイナンバーカード(新しいお名前を記載します)

住民異動届出

ほかにもいくつかの届出の種類がありますが、詳しい内容につきましては、町民課住民係へお問い合わせください。

	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	引越してきた日から14日以内	本人または同世帯の方	・転出証明書 ・本人確認書類(注1) ・マイナンバーカード(新住所を記載します) ・海外からの転入の場合は、転入者全員のパスポート、本籍が御代田町ではない方のみ、戸籍謄本と戸籍附票謄本
転出届	引越予定日のおおむね14日前ごろから	本人または同世帯の方	・本人確認書類(注1) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・国民健康保険証等、町の保険や資格に関する証明書
転居届	引越または変更のあった日から14日以内	本人または同世帯の方	・本人確認書類(注1) ・マイナンバーカード(新住所を記載します) ・国民健康保険証等、町の保険や資格に関する証明書

戸籍証明の交付請求

交付書類	手数料	請求に必要なもの	注意事項
全部事項証明(戸籍謄本) 個人事項証明(戸籍抄本) 除籍全部(個人)事項証明 戸籍電子証明書提出用識別符号 除籍電子証明書提出用識別符号 戸籍届受理証明 戸籍記載事項証明 身分証明	1通 450円(注2) 1通 450円(注2) 1通 750円 1件 400円 1件 700円 1通 350円 1通 350円 1通 350円	・本人確認書類(注1) ※戸籍関係書類は、本人・配偶者・直系の親族の方が請求できます。それ以外の方は、本人確認書類に加えて、委任状が必要です。「身分証明」は、本人以外は全て委任状が必要です。	・令和6年3月1日より本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本・除籍謄本を請求できるようになりました。 ※戸籍抄本・除籍抄本は請求できません。請求できる方や交付できる証明書が限られていますので、詳しくはお問い合わせください。 戸籍謄本…筆頭者と、その戸籍に記載されている全ての方について載っています。 戸籍抄本…筆頭者と、指定された方のみ載っています。

住民票の写しの交付請求

交付書類	手数料	請求に必要なもの	注意事項
住民票謄本 住民票抄本 住民票記載事項証明	1通 300円(注2) 1通 300円(注2) 1通 300円	・本人確認書類(注1) ※住民票関係書類は、本人、同一世帯の方が請求できます。それ以外の方は、本人確認書類に加えて、委任状が必要です。	・住民票は、申請時に、本籍および世帯主の名前・世帯主との続柄を載せるか、省略するか、指定してください。 ・住民票コード、マイナンバーは、記載希望の場合のみ記載しますので、申請時に窓口へお伝えください。

印鑑登録

登録および交付書類	手数料	登録および請求に必要なもの	注意事項
印鑑登録料 改印(登録証持参) 再登録料 印鑑登録証明	1件 300円 1件 300円 1件 700円 1通 300円(注2)	<登録> ・登録する印鑑 ・本人申請の場合…本人確認書類(注1)のうち【1点で確認できるもの】 ・代理人申請の場合…委任状を提出後、町から登録本人に郵送される回答書と、代理人の本人確認書類 ・本人確認書類が無い場合…回答書による登録のほか、町に印鑑登録している方が保証人となり、登録印を持参する場合も登録できます。 <証明取得> ・印鑑登録証のみ	・印鑑登録ができるのは、御代田町に住民登録している15歳以上の方です。 ・登録できる印鑑は、変形しにくい材質で、印影の大きさが直径8mm以上25mm以下のものです。 ・改印の場合、すでにお持ちの印鑑登録証を提出してください。新規登録証と引き換えになります(有料)。 ・印鑑登録証明は、印鑑登録証の提示が無ければ本人であっても発行できません。

(注1) 本人確認書類とは ※紙製のマイナンバー通知カードは、身分証明として使うことができません。

【1点で確認できるもの】	官公庁が発行した顔写真付の身分証明書 (運転免許証、パスポート、写真付の住民基本台帳カード、マイナンバーカード、在留カード、各種許可証など)
【2点必要となるもの】	健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳、年金証書、学生証など

(注2) コンビニ交付 利用者用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方は、マルチコピー機を設置した全国のコンビニエンスストアにおいて、証明書が取得できます。なお、戸籍証明については御代田町が本籍の方に限ります。本籍が御代田町外の方は、本籍地の市町村がサービスを行なっているかご確認ください。

問い合わせ先：町民課 住民係
☎0267(32)3114